

令和 8 年 9 月

萩 市 議 会 定 例 会 議 案

議 案 目 次

議案番号	件 名	
4 9	令和 8 年度萩市一般会計補正予算（第 4 号）に関する専決処分について	1
5 0	令和 8 年度萩市一般会計補正予算（第 5 号）	9
5 1	令和 8 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算 （第 1 号）	1 5
5 2	令和 8 年度萩市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 9
5 3	令和 7 年度萩市一般会計決算認定について	2 3
5 4	令和 7 年度萩市土地取得事業特別会計決算認定について	2 5
5 5	令和 7 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計決算認定 について	2 7
5 6	令和 7 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計決算認定 について	2 9
5 7	令和 7 年度萩市休日急患診療事業特別会計決算認定について	3 1
5 8	令和 7 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	3 3
5 9	令和 7 年度萩市介護保険事業特別会計決算認定について	3 5
6 0	令和 7 年度萩市水道事業会計決算認定について	3 7
6 1	令和 7 年度萩市下水道事業会計決算認定について	3 9
6 2	令和 7 年度萩市病院事業会計決算認定について	4 1
6 3	萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	4 3
6 4	萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 等の一部を改正する条例	5 1
6 5	萩市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	5 7
6 6	萩市火災予防条例の一部を改正する条例	5 9
6 7	萩市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例	6 1
6 8	人権擁護委員の候補者の推薦について	6 3

議案第 49 号

令和 8 年度萩市一般会計補正予算（第 4 号）に関する専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年度萩市一般会計補正予算（第 4 号）を次のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により、市議会の承認を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

専決処分日 令和 8 年 7 月 10 日

令和 8 年 度 萩 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 4 号 ）

令和 8 年度萩市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 , 5 6 2 千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1 , 9 6 4 , 1 5 8 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 7 月 1 0 日

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
20. 繰入金		3, 437, 067	62	3, 437, 129
	1. 基金繰入金	3, 437, 067	62	3, 437, 129
23. 市債		1, 823, 800	19, 500	1, 843, 300
	1. 市債	1, 823, 800	19, 500	1, 843, 300
歳 入	合 計	31, 944, 596	19, 562	31, 964, 158

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1 1． 災害復旧費		7, 0 0 0	1 9, 5 6 2	2 6, 5 6 2
	3． 文教施設災害復旧費	0	1 9, 5 6 2	1 9, 5 6 2
歳 出	合 計	3 1, 9 4 4, 5 9 6	1 9, 5 6 2	3 1, 9 6 4, 1 5 8

第 2 表 地 方 債 補 正

		上段 補正後 下段 補正前 (単位：千円)	
		限 度	額
起 債 の 目 的			
社 会 体 育 施 設 災 害 復 旧 事 業 費			19,500
			-
合 計			1,843,300
			1,823,800

議案第 50 号

令和 8 年度 萩市 一般会計 補正予算（第 5 号）

令和 8 年度萩市の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,864 千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,990,022 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
12. 地方交付税		12,050,000	16,706	12,066,706
	1. 地方交付税	12,050,000	16,706	12,066,706
16. 国庫支出金		3,173,973	1,078	3,175,051
	2. 国庫補助金	724,823	1,078	725,901
17. 県支出金		2,791,838	3,580	2,795,418
	2. 県補助金	1,501,621	3,580	1,505,201
20. 繰入金		3,437,129	1,200	3,438,329
	1. 基金繰入金	3,437,129	1,200	3,438,329
23. 市債		1,843,300	3,300	1,846,600
	1. 市債	1,843,300	3,300	1,846,600
歳 入	合 計	31,964,158	25,864	31,990,022

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2. 総務費		3,453,031	1,078	3,454,109
	3. 戸籍住民基本台帳費	120,242	1,078	121,320
3. 民生費		9,517,398	6,438	9,523,836
	1. 社会福祉費	818,044	1,815	819,859
	2. 障害者福祉費	2,121,860	1,757	2,123,617
	3. 老人福祉費	2,923,976	2,866	2,926,842
4. 衛生費		3,691,804	7,811	3,699,615
	1. 保健衛生費	2,827,919	7,811	2,835,730
6. 農林水産業費		2,292,723	7,160	2,299,883
	1. 農業費	1,192,819	7,160	1,199,979
7. 商工費		2,809,221	3,377	2,812,598
	2. 観光費	928,754	3,377	932,131
歳 出 合 計		31,964,158	25,864	31,990,022

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度	上段 補正後 下段 補正前	
			額	千円
中 学 校 ス ク ー ル バ ス 運 行 業 務 委 託 事 業	令和9年度 令和9年度	33,641 31,590		
合 計		803,673 801,622		

第 3 表 地 方 債 補 正

		上段 補正後 下段 補正前 (単位：千円)	
		限 度	額
起 債 の 目 的	修 事 業 費		
田 万 川 温 泉 施 設 改 修		15,400	15,400
			12,100
合 計		1,846,600	1,846,600
			1,843,300

議案第51号

令和8年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第1号）

令和8年度萩市の国民健康保険事業（直診勘定）特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,283千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ679,383千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月2日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
5. 繰入金		365,170	5,283	370,453
	1. 一般会計繰入金	275,973	5,283	281,256
歳 入	合 計	674,100	5,283	679,383

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1. 総務費		437,123	5,283	442,406
	1. 施設管理費	433,558	5,283	438,841
歳 出 合 計		674,100	5,283	679,383

議案第 52 号

令和 8 年度 萩市 介護保険事業特別会計 補正予算（第 1 号）

令和 8 年度萩市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 218,978 千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,032,678 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
8. 繰越金		1	218,978	218,979
	1. 繰越金	1	218,978	218,979
歳 入	合 計	5,813,700	218,978	6,032,678

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
4. 基金積立金		1, 8 4 1	1 0 8, 6 2 5	1 1 0, 4 6 6
	1. 基金積立金	1, 8 4 1	1 0 8, 6 2 5	1 1 0, 4 6 6
5. 諸支出金		1, 2 2 1	1 1 0, 3 5 3	1 1 1, 5 7 4
	1. 償還金及び還付加算金	1, 2 2 1	1 1 0, 3 5 3	1 1 1, 5 7 4
歳 出 合 計		5, 8 1 3, 7 0 0	2 1 8, 9 7 8	6, 0 3 2, 6 7 8

議案第 53 号

令和 7 年度萩市一般会計決算認定について

令和 7 年度萩市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 7 年度萩市一般会計歳入歳出決算（別冊）

議案第 5 4 号

令和 7 年度萩市土地取得事業特別会計決算認定について

令和 7 年度萩市土地取得事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 7 年度萩市土地取得事業特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第 55 号

令和 7 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計決算認定について

令和 7 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入歳出決算について、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 7 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第 56 号

令和 7 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計決算認定について

令和 7 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計歳入歳出決算について、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 7 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第 57 号

令和 7 年度萩市休日急患診療事業特別会計決算認定について

令和 7 年度萩市休日急患診療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 7 年度萩市休日急患診療事業特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第 58 号

令和 7 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

令和 7 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 7 年度萩市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第 59 号

令和 7 年度萩市介護保険事業特別会計決算認定について

令和 7 年度萩市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 7 年度萩市介護保険事業特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第 6 0 号

令和 7 年度萩市水道事業会計決算認定について

令和 7 年度萩市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 7 年度萩市水道事業会計決算（別冊）

議案第 6 1 号

令和 7 年度萩市下水道事業会計決算認定について

令和 7 年度萩市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 7 年度萩市下水道事業会計決算（別冊）

議案第 6 2 号

令和 7 年度萩市病院事業会計決算認定について

令和 7 年度萩市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和 7 年度萩市病院事業会計決算（別冊）

議案第 6 3 号

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 8 年 9 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年萩市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 5 2 条」を「一第 5 2 条」に改める。

第 1 条中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

第 2 条第 6 号中「小規模保育事業 児童福祉法」を「満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(6)の2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条第 1 1 号の次に次の 3 号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第 2 9 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第 4 項中「選考方法」の次に「又は

前項に規定する選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出しを「（特定教育・保育の提供の記録）」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第3項に規定する選考の方法」を加える。

第22条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定こども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認

定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「係る同号」を「係る法第１９条第１号」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第１項中「第２８条」を「第２７条」に、「第３１条」を「第２７条」に、「第３３条」を「第２７条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

（１）家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業

法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

（２）事業所内保育事業 法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未

満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第 37 条に次の 1 項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）

は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業者ごとに、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第 39 条第 2 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加え、「この節」を「この章（第 43 条第 1 項を除く。）」に改め、同条第 4 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に、「前項の選考方法」を「前 2 項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）

は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第 40 条第 2 項及び第 41 条中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項第 1 号中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第 3 号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項、第 7 項及び第 12 項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育を除く。第 6 項及び第 12 項において同じ。）」を加え、「小学校就学前子ども」を「法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第 7 項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又

は事業所」を加え、同条中第１１項を第１２項とし、第１０項を第１１項とし、同条第９項中「第１項第１号及び第２号」を「同項第１号及び第２号」に改め、同項を同条第１０項とし、同条中第８項を第９項とし、第７項の次に次の１項を加える。

８ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、同条第５項中「前各項」を「前４項」に改める。

第４６条第７号中「第３９条第２項に規定する選考方法」を「第３９条第２項及び第３項に規定する選考の方法」に改める。

第４７条第１項及び第２項ただし書中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４８条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第４９条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第５０条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項」を「第１４条第１項」に改め、「第１９条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と」の次に「、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と」を加える。

第５１条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、

「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第 1 項」を「第 52 条第 1 項」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「いう。次条第 3 項」の次に「及び第 52 条第 3 項」を加え、「第 40 条第 2 項」を「第 37 条第 3 項、第 39 条第 3 項及び第 40 条第 2 項」に、「含む。次条第 3 項」を「含む。第 52 条第 3 項」に改め、同項後段中「この章」の次に「（第 43 条第 1 項を除く。）」を加え、「同条第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除き、第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、「第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 51 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 37 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供

する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 37 条第 2 項、第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前 4 項」とあるのは「前 3 項」とする。

第 52 条第 1 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第 1 項）を「満 3 歳未満保育認定

子ども（第５１条第１項」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第６条第３項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第 6 4 号

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

令和 8 年 9 月 2 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一 部を改正する条例

(萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
2 6 年萩市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 号又は」を「第 2 号若しくは」に改め、「場合」の次に「又
は同条第 1 0 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満 3 歳以
上のものについて保育を行う場合」を、「当該児童を含む。」の次に「以下同
じ。）（」を加える。

第 6 条第 1 項中「事項」の次に「（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 3 号に掲げる事
業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下
「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第 1 号及び第 2
号に掲げる事項）」を加え、同項第 3 号中「家庭的保育事業者等」の次に
「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同
じ。）」を加え、同条第 7 項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に
「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「連携協力を行う施
設」の次に「又は事業所」を加える。

第 1 3 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 1 3 条 家庭的保育事業者等は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する
法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置
者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措
置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象

性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を、「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第29条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所

A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「法第6条の3第10項」を「法第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号と」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項」を「第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）」を「、前2項の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

（萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年萩市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「改正後の萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「萩市家庭的保育事業等基準条例」という。）」を、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項の次に次の1

項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、萩市家庭的保育事業等基準条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は公布の日から、第1条中萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の規定は令和8年12月25日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第 6 5 号

萩市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

令和 8 年 9 月 2 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例

萩市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7
年萩市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用
する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設
置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措
置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性
暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等
が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者
（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性の
ある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認
（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を
講じなければならない。

第 1 6 条第 6 号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

議案第 6 6 号

萩市火災予防条例の一部を改正する条例

令和 8 年 9 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市火災予防条例の一部を改正する条例

萩市火災予防条例（平成 1 7 年萩市条例第 2 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条に次の 1 項を加える。

- 3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第 1 項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第 2 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、前条第 3 項の規定を準用する。

第 2 9 条に次の 1 項を加える。

- 3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第 2 7 条第 3 項の規定を準用する。

第 3 0 条に次の 1 項を加える。

- 3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第 2 7 条第 3 項の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 67 号

萩市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例

令和 8 年 9 月 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例

萩市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 17 年萩市条例第 281 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 6 号中「西日本電信電話株式会社等が行う公衆電気通信事業」を「電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業又は同法第 143 条の 5 第 1 項に規定する認定鉄塔等提供事業」に改め、「空中線系」の次に「（その支持物を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 8 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

萩市における人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦することについて、
人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、市
議会の意見を聞く。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

現 住 所

みや じ さと こ
宮 路 聡 子

略 歴

現 人権擁護委員

現 住 所

え び す や たか こ
恵 美 須 屋 貴 子

略 歴

元 萩市玉江浦漁業協同組合職員

現 住 所

みつもと こうし
三 元 孝 之

略 歴

現 人権擁護委員